

平成28年度短期外国出張者報告書簡

氏名 松川充康	所属庁・官職 最高裁判所事務総局行政 局付	出張先 シンガポール
提出書面 平成28年3月2日付け報告書簡		
<p>キーワード欄</p> <ul style="list-style-type: none">・シンガポール・ASEAN・仲裁・知的財産・IP Scholars Asia・英国 <p>※ シンガポール法の理解には、イギリス法の知見が有用であり、例えば、報告書簡では、渡部みどり「特許権侵害訴訟における証拠収集手続、損害賠償額及び訴訟に伴う費用に関する調査報告書（平成28年2月1日付け）」が参考になる。</p>		

平成 28 年 3 月 2 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

シンガポール知財訴訟実情調査に関する報告書簡

最高裁判所事務総局行政局付

松川 充康

私は、平成 28 年 1 月 24 日から同月 30 日までの 1 週間、シンガポールに出張し、シンガポールにおける知財訴訟等を中心とする実情調査を行うとともに、同月 28 日及び 29 日にシンガポール経営大学（Singapore Management University, SMU）で開催された IP Scholar Asia との国際会議に参加し、日本の知財訴訟の実情について基調講演としてスピーチする機会も得ました。

知財関係を基本的なテーマとするものではありましたが、知財を切り口に、シンガポール法及び司法のより一般的な実情・知見も諸々把握することができましたので、それらもあわせた調査結果を、以下のとおり、報告申し上げます（上記国際会議については、自身の発表スライド・日程表・参加者名簿・各自の発表骨子の添付をもって、報告に代えさせていただきます。）。

第 1 シンガポールの概況（日本にとってのシンガポール）

1 急速な発展と要因

国土は東京 23 区と同程度の約 720km²で、人口は約 5,500,000 人、しかもその約 30% に当たる 1,600,000 人は外国人という小国シンガポールは、昨年建国 50 年を迎えた。

国民・永住者の約 7 割は中華系が占め、次いでマレー系、インド系である。国語はマレー語であり、英語は公用語の 1 つ（他はマレー語、中国語、タミル語）という位置づけであるが、実態としては、英語が学校教育で最も重視されており、社会的にも標準言語となっている。また、宗教に対して寛容で、仏教、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥ教など多様な宗教が併存している。建国の父リー・クアンユー（Lee Kuan Yew, 李光耀）の強力なリーダーシップのもと、飛躍的な経済発展をとげたことは周知のとおりであり、1 人あたり GDP 約 56,000 米ドル（2014 年）は、今や、（昨今の円安に伴うドル換算の目減り分を割り引いて考えても）日本、さらに米国をも上回っている。

このようなシンガポールの経済発展を可能とした詳細な要因分析は本稿の射程を超えるが、印象論としての指摘を許されるのであれば、①「シンガポール株式会社」とも呼ばれる経済成長及び社会的安定を最優先とした合理的・効率

的（時に過ぎる）国家運営、②①を支える人材を安定的に供給する教育システム、③英語・英國法などの汎用性の高いソフトインフラを承継するなど、英國の旧植民地であることの遺産を最大限活用する一方、人口の多くを占める中華系の人々を中心とした中華ネットワークも強く、これらが縦・横の糸ともいべき関係で補強しあっていることが挙げられよう。このようなシンガポールの特色は、シンガポール法及び司法を理解する上でも不可欠と思われる。

ここで①の一側面を挙げると、汚職を徹底的に嫌い、厳罰で臨む一方、公務員の給与は高く、②の教育システム下のいわゆる勝ち組が目指す職種として認知されている。また、②及び③の組み合わせとして、学校教育では、全国民が英語及び自身のルーツ言語（中華系であれば中国語、マレー系であればマレー語）の二言語を教えられるため、社会の上位層の大半を占める中華系の国民は、英語と中国語の双方でコミュニケーションをとることができる。

2 課題

このような国家運営から察せられるように、大変な学歴・競争社会であり、例えば、小学校の時点で、既に大学進学組とそれ以外に振り分けられ、その後も段階的にふるいにかけられる仕組みをとっている。このような競争に伴う生きにくさ、さらに格差の固定化傾向が、個々人にとっても、社会全体にとっても、懸念の1つであることは否定できない。また、いわゆる優秀層の厚みがあるが、科学者や芸術家のような自由な発想を必要とする人材は育ちにくいとの指摘もされている。

加えて、合計特殊出生率は1.19（2014年）であり、日本を上回る勢いで少子化が進んでいる。この点、移民を寛容に受け入れてきたシンガポールであるが、外国人労働者によって国民の雇用機会が減少する旨の指摘など、世論の風当たりは強まっている。民族などの多様性は、シンガポールの強みではあるが、建国当初、民族間の対立を緩和・解消することに、大変な労を費やしたという歴史もある。欧米先進国同様、人口・民族等を巡っては、今後新たな局面・課題に直面していくことであろう。

3 日本にとってのシンガポール（特に法分野）

シンガポールでは、第二次大戦中の日本軍の行為に起因し、高齢層の中には日本に負の感情を持つ人の存在も否定できないが、総じて、日本のブランドイメージは高く、親近感を抱く人が多い。そして、本年は、日本との国交樹立50年にあたり、昨年の建国50年を「SG50」（SGはSingaporeの略称）と呼んだのになぞらえ、「SJ50」（SJは、SingaporeとJapanを指す。）と呼ばれ、両国にとって節目の年に当たる。

21世紀は、アジアの世紀と言われ、経済・社会の中心軸が次第に欧米からアジアへとシフトしているとされている¹。中国や ASEAN の盟主インドネシアといった大国との関係が重要であることは言うまでもないが、他方でシンガポールは、法分野において、本報告書でも記述するとおり、アジア諸国の中で、最も法の支配が実現されている国の1つといってよい²。日本の大手法律事務所が、ASEAN 展開の拠点を軒並みシンガポールに置くのもその表れといえる。シンガポールは、法分野における日本にとって特別なパートナーになり得るものと思われる。

第2 シンガポール法及び司法

1 シンガポール法の歴史と今後

(1) シンガポール法の歴史（英国法の承継など）

現在のシンガポールは、英国の植民地として始まった。1819年に英国（東インド会社）の交易所として創設されたことに端を発し、1824年に制定された英國法（Transfer of Singapore to East India Company, etc. Act 1824）によって正式に東インド会社の管理下に置かれた。さらに1826年に英國国王の発した Second Charter of Justiceにより、現地制定法・慣習などが優先という留保を付けつつも、当時の英國法を一般的に受継した。英國制定法については、1826年時点という承継対象の年限があったものの、判例法についてはそのような年限なくシンガポールに直接適用されるとの解釈実務が積み重ねられ、さらに、国際商取引、海上運送などの商事法分野においては、制定法及び判例法を問わず、英國法がそのままシンガポール国内で適用されるとの解釈実務が定着した。

シンガポールは、第二次大戦中の日本統治を経て、1955年の部分自治、1959年の完全自治、さらに1963年のマレーシア連邦加入を経て1965年に独立したが、以後も、英國法がどの範囲でシンガポール法に適用されるか不明瞭な状態が続いたとされる。その中でも、英國商事法の全面的な承継は続いており、1988年に制定された Civil Law Act 5条には、この時点でもなお、商事法分野では、英國法（制定法・判例法）が直接シンガポールに適用されることが明記されていた。

¹ 世界のGDPに占めるアジア（日本を含む）の割合は、2010年時点で既に30%を超えており、2030年には40%を超え、2050年には50%に達する（北米12.3%，西欧8.9%）とも予測されている（英エコノミスト編集部〔東江一紀・峯村利哉訳〕『2050年の世界』（2012、文藝春秋））

² 例えば、世界銀行の Doing Business 2016 では、Enforcing Contracts（契約の法的強制）の評価において、シンガポールは世界1位とされている（総合評価も世界1位）。

<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/singapore/>

ただし、刑事については、一般予防を重視した厳罰傾向が強く、むち打ち刑が現に執行されているなど、日本の法感覚からは違和感を覚える面もある。

このような英國法との不明瞭かつ従属的な関係は、1993年のApplication of English Act (AELA)によって解消された。同法は、①英國のコモンロー・エクイティといった判例法理について、1993年11月12日直前までのものがシンガポールに適用されるとしつつ、シンガポールの事情に応じて（シンガポールの裁判所が）変更・修正できることを明らかにすると共に、②英國の制定法のうち、シンガポールに適用される制定法を限定列挙した上、1993年11月12日時点を基準時として、以後の英国内での法改正がシンガポール法に影響しないこととし、さらに、それらの適用法についても、シンガポール制定法と矛盾する場合はシンガポール制定法が優先することとした。さらに、1994年4月8日には、それまで認められていた英國のJudicial Committee of the Privy Councilへの最終上訴が廃止され、Supreme Court内のCourt of Appeal（後記「2 司法制度の概要」参照）がシンガポール司法の最終審となつた。つまり、実体的にも手続的にも、シンガポール法及び司法が英國から名実ともに独立したのは、1994年のことといえよう。

以上のようなシンガポール法の経過を反映するものといえようか、1980年半ばころのシンガポール知財法の教科書にはシンガポールの判決はほとんど掲載されていなかつたようであるが、現在シンガポール知財法の最も標準的な基本書となっているシンガポール国立大学（National University of Singapore, NUS）のNg-Loy Wee Loon教授（このたびインタビューに対応いただいた有識者の1人）³の”Law of Intellectual Property of Singapore (2nd ed, 2014)“には、多数のシンガポール判決が引用されている。

（2）シンガポール法の今後

以上のように英國法からの独立に至ったシンガポール法であるが、現時点でも、おそらく将来においても、英國の法律や判決は、シンガポールの裁判実務等に事実上の影響力を及ぼし続けるものと考えられる。このような英國法の特別な存在感は、シンガポールの裁判官が、新たな法律問題に直面したとき真っ先に参考にするのが英國の判例である、あるいは、大学の法学教育においても、英國判例法が重視されているなどの指摘からうかがわれるほか、大学図書館の

³ https://law.nus.edu.sg/about_us/faculty/staff/profileview.asp?UserID=lawngwl

Ng-Loy教授は、インタビューの際、日本の知財訴訟実務にも高い関心を示され、IP judgments listed by topic（日本の主要な知財判決を論点別に整理して知財高裁ウェブサイト上に掲載したもの。）を紹介したところ、大変に喜んでいただいた。IP judgments listed by topicは、IP Scholars Asiaに参加した他国の法学者からも、日本法へのアクセスを高めるものとして評価を受けたが、裏を返せば、日本法に対するアジア圏での需要を満たすだけの情報供給が未だ十分でないことを示すように思われ、周知ルート等を含めた一層の工夫が必要と感じた。

法律文献で、最も多いのが英國法であること（次いでシンガポール法、3番目に中国法。一方、日本法の文献はごくわずか。）にも表れている。シンガポール法を理解する上で、英國法の知見は今後も極めて有用といえよう。

そして、シンガポールは、このような英國法に裏打ちされた信頼度の高い法・司法システムを背景に、さらに上記第1で述べたような英國連邦（インド、マレーシア、オーストラリアなど）及び中華系の双方のネットワークも駆使しつつ、アジア太平洋地域において、国境を越えたルール作りを主導するとともに、紛争解決のハブとしての地位を築くことを目指している。

このような試みは、後記4のシンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）に見られるとおり、既に国際仲裁のハブ化において功を奏しているが、以下の事象も同じ文脈下において理解すべきものと考えられる（後記「4 紛争解決システムに係るシンガポールの国際戦略」も参照。）。

- 2016年1月21日・22日に Singapore Academy of Law の主催で”Legal Convergence in an Asian Century”との国際会議がシンガポールで開催された⁴。
- シンガポールの Supreme Court 下の Singapore Judicial College⁵（日本の司法研修所に相当）に国際部門（International Wing）を設け、新興国の司法府に対する研修を提供している。
- 2013年にシンガポール政府が公表した IP Hub Master Plan は、アジアにおける知財紛争解決のハブを目指すとしている⁶。
- このたび私が参加した IP Scholars Asia⁷との国際会議を毎年シンガポールで開催していくこうとしている。

2 司法制度の概要

（1）裁判所の構成

シンガポールの司法府は、Supreme Court と State Courts に大別される。Supreme Court 内には、原則として、訴額 250,000SGD（シンガポールドル。1 SGD=約90円で計算すると、約22,500,000円。）を超える民事訴訟及び長期10年を超える刑が規定されている罪に関する刑事訴訟の一審を管轄する High Court とその上訴審を管轄する Court of Appeal とが存在する（つまり、Supreme Court は、それら両裁判所を包含する組織であり、日本の最高裁[Supreme Court]とは位置づけ

⁴ <http://www.legalconvergenceasia.com/>

⁵ <http://www.supremecourt.gov.sg/sjc/home>

⁶

<https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>

⁷ <http://arciala.smu.edu.sg/events/2016/01/28/works-progress-ip-scholars-asia-2016>

が異なる点に注意が必要である。)。そして、High Court では、以下の各訴訟類型について、当該分野を専門とする裁判官リスト (specialised list) 掲載の裁判官に配転する運用を行っている (括弧内は現時点においてリストに掲載されている裁判官の人数。ただし、1人の裁判官が複数の分野でリストに載せられており、日本の専門部・集中部のような理解の仕方をするのは正確でない。)⁸。

Building and Construction, Shipbuilding and Complex Technical Cases (6)

Finance, Securities, Banking, Complex Commercial Cases (11)

Company, Insolvency and Trusts (9)

Arbitration (5)

Shipping and Insurance (4)

Tort Claims (10)

Intellectual Property/ Information Technology (6)

Employment (8)

Revenue Law (3)

Public Law and Judicial Review (6)

日本の裁判所における専門部・集中部との比較で見ると、商事法分野が細分化されていること、その一部として、Arbitration (仲裁) を専門とする裁判官もリスト化していることが特色として挙げられ、国際的商事紛争解決のハブを目指すシンガポールの国家戦略を反映したものと感じられる。

一方、State Courts は、訴額 250,000SGD 以下の民事訴訟 (同額を上回るが、当事者の書面による管轄合意がある場合を含む。) 及び長期 10 年以下の刑が規定されている罪の刑事訴訟を管轄し、その上訴は、Supreme Court 内の High Court が管轄する (法的に正確に言うと、State Courts はいくつもの court の集合体であり、民事・刑事の訴訟を管轄するのは、District Court と Magistrate's Court である。訴訟以外の事件との関係で、他に Small Claim Tribunal などがある。)。ただし、事件類型によって例外があり、例えば、知財訴訟のうち、特許・商標・意匠といった登録系の知的財産に関する民事訴訟は、訴額に関わらず、High Court が一審を管轄する。そして、家事紛争及び少年事件について、かつては、State Courts 内で扱われていたが、2014 年 8 月 4 日以降は、新たに設立された Family Justice Courts⁹が専属的に事件処理に当たっている。

なお、昨今耳目を集めている新たな裁判所機構としては、2015 年 1 月に設立された Singapore International Commercial Court(SICC)があるが、これについては、後記「4 紛争解決システムに係るシンガポールの国際戦略」の項において説明する。

⁸ <http://www.supremecourt.gov.sg/about-us/the-supreme-court/structure-of-the-courts>

⁹ <https://www.familyjusticecourts.gov.sg/Pages/default.aspx>

(2) 訴訟件数

2014年にState Courtsに提起された民事訴訟は約30,000件¹⁰であるのに対し、同年のHigh Courtを一審とする民事訴訟の新受件数は約7,000件¹¹であり、刑事訴訟に至っては、前者が約230,000件であるのに対し、後者を一審とする事件は100件に満たない水準である。大量の事件を扱うState Courtsと難易度の高い事件に特化するHigh Courtとで、役割分担が図られているものといえる。

また、知財訴訟の件数等について、正式な統計は公表されていないが、IP Hub Master Plan2.4には、2011年時点で年間約40件とのデータが示されている。その多くは商標や著作権に関する訴訟である一方、特許訴訟の割合は高くないようであるが、その後徐々に増加傾向にあるとの指摘もある。知財訴訟、特に特許訴訟の件数がそれほど多くないことの理由としては、特許出願件数が年間約10,000件程度であること、市場規模が小さく、差止め及び損害賠償のいずれの民事救済も大きなインパクトが望みにくいこと、後記5記載のとおり、2014年2月より前は新規性・進歩性が欠如している発明でも、申請さえすれば特許付与が認められるSelf-Assessment Systemをとっていたため、特許の安定性が低く、権利行使に耐えられない特許が多かったであろうこと、が考えられる。

この点、新規性・進歩性を含め、特許拒絶理由はないとの審査結果が得られた場合のみ特許が付与されるPositive Grant Systemが2014年2月に導入された上、それ以前に付与された特許についても、権利行使を見据えた訂正が行われつつあるなど、侵害訴訟件数増加の環境は次第に整えられているとの指摘もある。一方、特許は、その登録された国内でしか効力を有しないため、当該国の市場規模によって権利行使のインセンティブが左右されることは不可避であり、この点は小国シンガポールにとっての障壁として今後も残り続けると考えられる。また、中小企業にとって利用しやすい知財訴訟制度構築の必要性も指摘されており、英国のIntellectual Property Enterprise Courtを参考とした議論も行われているようである。

(3) 法曹及び法曹養成制度

ア 概要

シンガポールの弁護士は、英国のようにbarristerとsolicitorに分かれず、単一資格であり、"Advocate and Solicitor"と称せられている。また、Supreme Courtの裁判官については、弁護士を主な供給源とする特別の選任システムがあるが、High Courtで裁判官を補助し、一定の司法権限を行使するRegistrarや、State

¹⁰ <https://www.statecourts.gov.sg/Resources/Pages/AnnualReport.aspx>

¹¹ <http://www.supremecourt.gov.sg/publications/annual-reports>

Courts の裁判官, Attorney General に所属する検察官は, 弁護士と共に法曹養成制度を経る。すなわち, シンガポールは, 法曹養成制度についていいうと, Supreme Court の裁判官こそ, 英国の法曹一元同様の任命システムを探っているものの, その他の法曹全般については, 法曹三者共通の養成制度及びキャリアシステムを探っているといえる。

イ 法曹養成のプロセス

シンガポールにおける法曹養成プロセスは, 概ね以下のとおりである。

- ① シンガポール国立大学 (National University of Singapore, NUS)又はシンガポール経営大学 (Singapore Management University, SMU) において, second class lower honours 以上で法学士 (LLB) を取得する (又は, 英国, オーストラリアもしくはニュージーランドの所定の大学で, second upper honours 又は同等の学位を取得した上でシンガポール法に関する Graduate Diploma を取得する)。

この時点で, 同人は, Legal Professional Act 2 条の "qualified person" となる。

- ② 政府組織である Board of Legal Education が提供する約 5 か月の研修 "Postgraduate Practical Law Course (PLC)" を受け, 所定の試験に合格する。
- ③ 5 年以上の実務経験がある弁護士のもとで 6 か月間の pupilage (修習) をする, 又は, 政府・裁判所に法律家人材を供給する母体である Singapore Legal Service に採用され, 5 年間以上の実務経験がある legal officer のもとで 3 年間の pupilage (修習) をする。

ウ Singapore Legal Service

以上のプロセスを経て, "Advocate and Solicitor" として認められた者のうち, 約 9 割は, 法律事務所の弁護士又は企業のインハウスロイヤーとして活動するが, 残りの 1 割 (現時点で約 620 名) は, Singapore Legal Service に Legal Service Officer (LSO) として所属し, 裁判所又は政府で勤務している。

Singapore Legal Service¹²は, 日本において対応する組織がないためやや分かりにくいが, 検察庁を含めた政府及び裁判所に法律家人材を供給する公的組織と理解される。Singapore Legal Service は, Judicial Branch と Legal Branch の 2 部門に大別され, LSO 各自はいずれかの Branch に所属する。Judicial Branch に所属する者は, Supreme Court で裁判官を補助し, 一定の司法権限 (トライアル前の手続の主宰や, 損害賠償額の算定など) を行使する Registrar や State Courts の裁判官といった職務に就き, 双方を兼務する場合もあるし, また, Supreme Court

¹² <http://www.lsc.gov.sg/>

における law clerk (日本の最高裁調査官に相当) ポストもある¹³。一方, Legal Branch に所属する者は, 檢察官となる場合があるほか, 広く政府組織内の職に就いており¹⁴, 例えば, 特許庁 (Intellectual Property Office of Singapore, IPOS) の現長官(Chief Executive)も LSO である¹⁵。

Judicial Branch と Legal Branch のいずれに所属するかは固定的なものではなく, 例えば, Judicial Branch で勤務した者が, Legal Branch へ異動することも特に珍しくないようである。裁判所内に Singapore Judicial College のような研修組織が必要とされる背景の 1 つには, 英国のような純度の高い法曹一元制度ではなく, 以上のような一種のキャリアシステムの存在が挙げられるように思われる。

エ シンガポール国立大学 (NUS)

ところで, 前記イ①のとおり, 法曹養成制度にも組み込まれているシンガポール国立大学(National University of Singapore, NUS)は, Times Higher Education の World University Rankings 2015-2016において, 26 位とされており, King's College London(27 位), New York University(30 位), University of Melbourne(33 位), そして東京大学 (43 位) よりも上位である¹⁶。項目別では, 国際的展望 (International Outlook) が 96.2 点と際だって高く, 東京大学の同項目が 30.3 点であるのとは対照的である。

法学部¹⁷については, 法曹養成制度の一部をなす法学士コース (LLB) のほか, 大学院レベルには法学修士コース (LLM) などがあり, LLM では, 以下の専門分野に特化した専攻をすることも可能である。

Asian Legal Studies, Corporate & Financial Services Law, Intellectual Property & Technology Law, International Arbitration & Dispute resolution, International & Comparative Law, Maritime Law

LLM の学生は例年百数十名ほどで, インド, 中国, ASEAN などのアジア諸国のか, 欧米諸国も含めた多様な学生が共に学んでおり, 最近では, 日本の弁護士も留学するようになっている。

(4) Supreme Court (High Court 及び Court of Appeal) の裁判官について

¹³ <http://www.lsc.gov.sg/judicial.htm>

¹⁴ <http://www.lsc.gov.sg/legal.htm>

¹⁵ 以下の Annual Report2014 当時は, 副長官 (Deputy Chief Executive)。

<http://www.parliament.gov.sg/lib/sites/default/files/paperpresented/pdf/2015/S.%2043%20of%202015.pdf>

¹⁶

<https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2016/world-ranking#/page/0/length/25>

¹⁷ <https://law.nus.edu.sg/>

Supreme Court の裁判官については、Registrar や State Courts の裁判官とは異なり、(3)のような法曹養成制度及びキャリアシステムとは切り離され、独自の任命システムが存在する（以下、主に憲法 94～98 条に基づくもの。）。

まず、Supreme Court の（広義の）裁判官は、（狭義の）Judge と Judicial Commissioner とに分けられる。Judicial Commissioner は、数年間の任期付き任用である点において、65 歳を定年として身分保障がされている Judge との違いがあるが、訴訟法上の権限は Judge と同じである。Supreme Court には、現時点で 19 名の Judge と 10 名の Judicial Commissioner が在籍しており、Judge の内訳は、長官（Chief Justice）1 名、Judge of Appeal 2 名、Judge of High Court 16 名である¹⁸。また、Judge of Appeal のうち 1 名、Judge of High Court のうち 4 名は Senior Judge と呼ばれる地位にあるが、Supreme Court の Judge をいったん定年退官した後に任命されており、長官からの求めに応じて特定の事件単位で職務が割り当てられる非常勤裁判官といえる。

Supreme Court の裁判官は、10 年以上の間、①Legal Professional Act 2 条の”qualified person”であった者又は②Singapore Legal Service に所属した者（いずれも、前記(3)を参照）の中から、首相の諮問のもとで大統領が任命することとされているが、弁護士や State Courts の裁判官といった法律実務に長年携わった者からの任命が通例のようである。また、まずは Judicial Commissioner としての任期を終えた後に、（狭義の）Judge に任命されるとの順をたどるのが一般的である。

High Court では、法が特別の規定を置く場合を除き、1 名の裁判官によって審理されるもので、長官の求めにより、Judge of Appeal が担当することもできる。一方、Court of Appeal では、3 名の裁判官によって審理されるのが原則であるが、要すれば、5 名又はそれ以上の奇数の裁判官による合議体で審理することもできる。Court of Appeal の事件についても、長官の求めにより、Judge of High Court や Judicial Commissioner が担当することができる。

前記(1)のとおり、High Court において、Intellectual Property/Information Technology の specialised list には、6 名の裁判官が載っており、このうち 2 名は技術系のバックグランドを有しているが、6 名全員が法律家である。このたび面談に応じていただいた George Wei 裁判官は、Intellectual Property/Information Technology ほか、「Finance, Securities, Banking, Complex Commercial Cases」「Tort Claims」「Employment」の各 specialised list にも名を連ねているが、「知財以外の訴訟経験が、知財訴訟の審理・判断にも役立つし、その逆も当てはまる。知財訴訟を集中的に扱って専門性を高めることはもちろん大切だが、知財だけをやっていると視野が狭くなり、知財訴訟の審理・判断にとっても良くない。」とい

¹⁸ <http://www.supremecourt.gov.sg/about-us/the-supreme-court-bench/justices>

うことを強調していた。

(5) 事件情報の公開状況

ア 期日情報

Supreme Courtにおいて、民事訴訟・刑事訴訟の期日情報は、当事者名入りで、ウェブサイトに次週分まで掲載されており¹⁹、State Courtsについても、ウェブサイトに今週分が掲載されている²⁰。このような運用は、同じ英米法系に属し、個別の事件を当事者名で特定する英国及び米国においても同様に見られる。

一方、日本と同じく大陸法系に属するドイツでは、一部の裁判所で、係属中の事件情報をウェブサイトに掲載する運用が行われているが、そこでも事件番号及び事件名こそ記載されているものの、(既にマスコミ等を通じて著名な事件などに関して特別の広報をする場合を除き)当事者名の掲載は行われていない模様²¹で、ウェブサイトを通じた情報発信に関する基本的な思想の違いが表れているように思われる。

イ 判決

判決は、知財に限らず全件について、言い渡された後直ちに、Singapore Law Watchとのウェブサイト(Singapore Academy of Lawが運営)に3か月間掲載され、誰でも無償かつ登録なしでアクセスできる²²。ただ、言い渡しから3か月経過後の判決は、Singapore Law Watchからは削除される代わりに、Lawnetとのウェブサイト(同じく Singapore Academy of Lawが運営)に掲載される。同サイトは、判決などの法律情報のデータベースを提供しているが、その利用には一定の手数料を払っての登録が必要とされており、誰もが無料でアクセスできる発信形態は採られていない²³。

3 Supreme Courtにおける民事訴訟手続の概要(知財訴訟を切り口に)

シンガポールの Supreme Courtにおける民事訴訟手続²⁴は、①Supreme Court of Judicature Act, ②Rules of Court, ③Practice Directionsに規定されており、いずれも、Supreme Courtのウェブサイトで公開されている²⁵。①は国会の定めた法律で、日本で言うところの裁判所法に概ね相当する一方、②は、①の Supreme Court

¹⁹ <http://www.supremecourt.gov.sg/hearing>

²⁰ <https://www.statecourts.gov.sg/HearingList/Pages/SCCDR%20Hearing%20List.aspx>

²¹ ドイツ留学経験者及びドイツの裁判官から聞き取った。

²² <http://www.singaporelawwatch.sg/slw/judgments.html>

²³ <https://www.lawnet.sg/lawnet/web/lawnet/home>

²⁴ State Courtsにおける民事訴訟一般の流れについては、以下で解説されている。

<https://www.statecourts.gov.sg/CivilCase/Pages/Overview1211-284.aspx>

²⁵ <https://www.supremecourt.gov.sg/default.aspx?pgID=97>

of Judicature Act⁸⁰ 条の授権を受けた Rules Committee (Supreme Court の Chief Justice や裁判官, 法務長官 [Attorney-General], 弁護士などからなる。) が定めたもので, 内容的には, 概ね日本の民事訴訟法に相当し, ③は, ②の細目として Supreme Court が定めたもので, 概ね日本の民事訴訟規則に相当する。また, ②及び③は, それぞれ英国の Civil Procedure Rules 及び Practice Directions に相当するものもある。

また, 知財訴訟については, 法的拘束力こそないものの, 手続の流れや留意点等を詳細に説明した Intellectual Property Court Guide に沿った運用がされており, やはり Supreme Court のウェブサイトに公開されている²⁶。

原告を plaintiff (現在の英国法では claimant), 証拠開示手続を discovery (現在の英国法では disclosure) と称するなど, 英国における民事司法改革前の用語²⁷が目立つが, 後記(3)の discovery に関する規定が示すように, 英国での民事司法改革も踏まえた定めとなっていることがうかがわれる (そのため, シンガポールの民事訴訟手続の理解においても, 英国法の知見が有用である。)。

以下では, 民事訴訟手続のうち, 知財侵害訴訟に焦点を当てて概要説明をするが, 知財固有のルールも含まれているものの, 民事訴訟一般の概要を理解する上でも役立つ部分があろうと思われる (なお, シンガポールにおける刑事訴訟については, 在シンガポール日本国大使館「シンガポールの司法制度の概要－特に刑事訴訟法を中心として－」(平成 25 年 5 月)²⁸が参考になる。)。

(1) 訴訟提起から終局までの全体像

特許や商標などに係る知的財産権の侵害訴訟では, 侵害の成否(liability)に関する審理と損害額算定(assessment of damage or accounting of profit)の手続を分ける運用が行われている(これをもって bifurcation と称しているが, ドイツのような特許有効性を別手続で行うという意味での bifurcation が採られているわけではない。)。つまり, まず侵害の成否について, トライアル (trial on liability と称されている。) による審理を経て判決が言い渡され, そこで侵害成立の判断がされた場合のみ, 損害論の審理に進む (Intellectual Property Court Guide 4(c))。日本の知的財産権侵害訴訟においても, 侵害論と損害論を分ける二段階審理がとられており, 共通の発想が見られるが, 侵害論が終わった段階で, 侵害の成否に関する判断を「心証開示」ではなく, 「判決」の形で示す点に違いがある。

ア 侵害論

被疑侵害者(被告)は, 侵害訴訟内において, 防御方法として, 特許や商標の無効を主張立証することができるが, 裁判所が無効と判断した場合, 当該特

²⁶ <http://www.supremecourt.gov.sg/about-us/the-supreme-court/structure-of-the-courts>

²⁷ http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/326414.stm

²⁸ www.sg.emb-japan.go.jp/Japanese/criminal.pdf

許等は絶対的に無効となる。日本の無効の抗弁は、あくまで当該訴訟内での防御方法にとどまり、裁判所が無効理由ありと判断しても、特許そのものの効力には直接影響しないこととは対照的である。なお、ある特許について、侵害訴訟を提起されていない者が、当該特許を無効にしたい場合には、知財庁 (Intellectual Property Office of Singapore, IPOS) で、revocation の申立てをする必要があるが、侵害訴訟が係属している場合には、無効論は同訴訟に収れんされ、別に IPOS で revocation の手続を進めることはできない (Patents Act 82 条) ため、日本のような無効論に係るダブルトラックは生じない。

民事訴訟が提起 (filing of the writ of summon) されると、トライアル前 (pre-trial) の手続として、双方が主張書面 (pleading) を交換するとともに、当該訴訟に関連する手持ちの文書を互いに開示する discovery の手続が行われる。伝統的な英国の民事訴訟では、トライアル前の手続に裁判所が積極的に関わることはなく、争点整理を当事者任せとしているに等しいとされていたが、シンガポールの民事訴訟、とりわけ知的財産権侵害訴訟では、日本の弁論準備手続に相当する Pre-Trial Conference(PTC) を複数回開き (最初の PTC は、訴訟提起から 6 週間以内に開かれる場合が多い [Intellectual Property Court Guide 7])。裁判所が積極的にケースマネジメントをしており、ここでも近年の英国民事司法改革の反映を見ることができる。

High Court に係属した民事訴訟において、PTC をはじめ、トライアル前の手続を主宰し、discovery の範囲など当事者間で意見の相違があった事項などについての申立て (interlocutory application) に係る判断をするのは、基本的に、裁判官ではなく、registrar である。また、ある事件について、特定の registrar や裁判官が継続的に担当する仕組みは一般にとられておらず、PTC を開いたり、interlocutory application がされたりする都度、当該期日単位で registrar あるいは裁判官に事件が配転される (つまり、期日のたびに担当する registrar や裁判官が異なるのが通常である。)。

一方、知的財産訴訟については、その専門性に鑑み、訴訟提起後間もない段階から、特定の裁判官 (Intellectual Property/Information Technology の specialised list 掲載者) と registrar が担当者として固定され、継続的にトライアル前の手続、さらにはトライアルやその後の手続に関わる運用が行われており、specialised docket system と称されている (IP Hub Master Plan 5.2.7 – 5.2.9 でも推奨されていた。)。PTC は、まず担当 registrar によって行われるが、トライアル前手続の終盤に開かれる 2 回の PTC (Milestone PTC) においては、registrar ではなく、その後のトライアルも担当することになる裁判官が主宰する運用である。また、discovery などに関する registrar の決定への不服申立てについても、この裁判官が担当する (Intellectual Property Court Guide 3-5)。

このような specialised docket system について、ユーザーからは、期日のたびに争点や経過などを説明する手間がなく、適正な審理運営も確保されやすいなど、概ね好評である（逆に言うと、一般の民事訴訟では、そのような手間等が生じている。）が、担当裁判官・registrar が固定されるため、その繁忙状況等によって、期日が入りにくい場合もあるようである。

イ 損害論

知的財産権侵害訴訟では、侵害論に関するトライアル（trial on liability）を経て、侵害成立の判決が言い渡されると、損害賠償額算定の手続（the assessment of damages or accounting of profits inquiry）に進む。同手続では、請求額が 500,000SGD（1SGD=約 90 円で計算すると、約 45,000,000 円）以上であれば、裁判官が審理・判断を行うのが原則であるが、請求額が 500,000SGD 未満の場合は registrar が審理・判断をするという運用（500,000SGD 以上でも裁判官が registrar による旨命じた場合も同様）が行われており（Intellectual Property Court Guide 6）、registrar の権限が、実体的判断にまで及んでいることが分かる。

ただし、知的財産権侵害に対する民事救済としては、損害賠償よりも差止めが重視される傾向にある上、費用対効果の観点もあって、損害賠償額は当事者間の話し合いによって解決される場合が多いとのことであった。侵害論審理段階で和解が成立する事件も相当数ある（disclosure などを通じて結論の見通しが立ちやすくなる上、後記(2)のような費用との兼ね合いもある。）中、侵害論に関する判決を経て、損害賠償請求についてまで判決に至る事案は実にまれのようである。

なお、シンガポールの商標法 31 条には、商標不正使用について、侵害品の種類ごとに 100,000SGD、合計で 1,000,000SGD を上限とする法定損害賠償(Statutory damages)の規定があり、著作権法 119 条にも侵害品の種類ごとに 10,000SGD、合計 200,000SGD を上限とする同規定があるが、その法的性質については、懲罰賠償ではなく、あくまで填補賠償の枠内にあると解されている（Louis Vuitton Malletier v Cuffz (Singapore) Pte Ltd [2015] SGHCR15）。

（2）訴訟費用・弁護士費用

シンガポールの民事訴訟提起の手数料について、スライド方式をとっていない。Supreme Court において、訴額 1,000,000SGD（約 90,000,000 円）以下では 500SGD（約 45,000 円）、訴額 1,000,000SGD を上回る場合は 1,000SGD（約 90,000 円）との差異が設けられている程度で、また、State Courts のうち、District Court は 150SGD（約 13,5000 円）、Magistrate's Court は 100SGD（約 9,000 円）という固定額である（Rules of court, Order91 の AppendixB）。一方、個別の手続やヒアリ

ングの日数などに応じた費用が別途加算される仕組みであり (Order90A, 91), 司法サービスを受けるための手数料について, 訴訟提起時の一括まとめ払ではなく, 裁判所の実負担に応じた料金設定といえるようにも思われる。

シンガポールは, 訴訟において弁護士強制主義をとっていないが, 英国同様, 弁護士費用も訴訟費用に含まれ, 敗訴者が負担する制度がとられている (Order59)。弁護士報酬は, 一般にタイムチャージ方式で, 日本の標準的な算定方式よりも相当高額と考えられるところ, 敗訴判決を受けた場合の経済的リスクは大きく, 和解によって解決しようとする強いインセンティブとなっていることがうかがわれる。

(3) Discovery

シンガポールの民事訴訟における証拠開示手続は, *discovery* と称されているが, その実質は, 英国の *disclosure* (近年の民事司法改革前は *discovery* と呼ばれていた。) に由来するものである。民事訴訟一般の *discovery* は Rules of Court の Order24 に, 特許侵害訴訟における *discovery* は同 87A, Rule 5 に, それぞれ規定されているが, その条文は, 英国の Civil Procedure Rules31(disclosure and inspection of documents)及び Practice Direction 63(intellectual property claims), Para.6 の対応条文に近似している。運用面において, シンガポールの裁判所の方が, *discovery* 上の義務違反に対してやや厳しい態度をとっているとの分析もある²⁹が, インタビューした範囲では, それ以上に自立った違いは確認できなかった (Intellectual Property Court Guide の E (*discovery*)には, Confidentiality Club など英国法に沿った営業秘密保護のための実務運用も記述されており, 参考になる。)。

そのため, シンガポールの *discovery* に関する詳述は, 英国の *disclosure* に関する文献の紹介³⁰をもって概ね代替するとして, ここでは, 民事訴訟一般における general *discovery* の骨子のみ記載しておく。

- 手続の流れは, ①当事者は, 法所定の範囲で所持文書のリストを作成し, 相手方当事者に開示する(Order 24, Rule1), ②同リスト記載の文書について, 相手方当事者が閲覧 (inspect) し, 謄写する機会を互いに提供する(Order 24, Rule9), というもの。
- リストの開示及び文書の閲覧・謄写は, 当事者間で直接行われるものであり, 裁判所は物理的にも観念的にも介在しない。

そのため, 日本の文書提出命令のように, 証拠とされる前段階の文書が大量に裁判所へ提出され, 保管するという事態は生じない。*discovery* における裁判所の関与は, 開示すべき文書の範囲などで当事者間の争いがある部分に

²⁹ www.lawgazette.com.sg/2004-6/pdf.../inside_bar1.pdf

³⁰ 南かおり「英國の知的財産訴訟における証拠収集制度」L&T70号 38頁

ついて、個別の申立てを受けて決定するという判断作用に特化している。

- 開示すべき文書を開示しなかったなど discovery 上の義務違反があった場合、裁判所は、その当事者の攻撃防御方法を直ちに排斥することができる(Order 24, Rule16)といった民事訴訟法上の制裁のほか、適用事例が多いわけではないとのことであるが、法廷侮辱罪として刑事責任も問われ得る。
- 米国では、discovery に伴う訴訟費用が膨大なため、特許権侵害訴訟において、侵害が否定されるような事案であっても、被告が一定の和解金を支払って早期に訴訟を終了させる傾向があり、これに乘じたパテントトロールによる特許訴訟ビジネスが横行したと言われている。しかし、シンガポールの discovery は、discovery に伴う訴訟費用高額化等の問題を解決するため、文書開示範囲を限定するなどの改正をした英國の disclosure に倣ったものである (Order87A, Rule5 には、特許権侵害訴訟における disclosure の範囲を制限する規定も置かれている。)。依然相当の費用が発生する手続であることは否定できないものの、米国同様の事態は生じていないし、今後生じる可能性が広く懸念されているということもないようである。

(4) Search Order

Search Order は、民事訴訟提起前に、裁判官の命を受けた中立の第三者が被告の事務所などに立ち入り、証拠の保全を行う手続である。やはり、英國法に由来し、要件・効果・執行手続のいずれについても、英國の実務と基本的に同じであるため、詳述は、英國の Search Order に関する文献の紹介³¹をもって概ね代替するとして、以下、概要のみ記述する。

一般に、Search Order が利用される典型的な事件類型として知的財産権侵害訴訟が挙げられるが、相手方の不利益の大きさとのバランスや、訴訟提起前の証拠漁りを防ぐなどの観点から、発令要件が、「証拠破壊・隠匿の現実の危険」など大変厳しく、利用件数はそれほど多いわけではない。元従業員がビジネス上の有用な情報を持ち出し、競業他社で利用しているような事案で、営業秘密侵害・著作権侵害などを根拠に Search Order を利用する事例は一定数あるようであるが、インタビューした限りでは、特許侵害紛争での利用は確認できなかった。訴訟提起の訴訟法的・心理的障壁が日本よりも低いため、まずは訴訟提起をし、その後に discovery で証拠収集を図るというのが一般的ともいえる。

また、商標不正使用(Trade Marks Act 46 条)や販売等商用目的での著作権侵害(Copyrights Act 136 条)といった刑事罰の対象となる態様の商標権侵害・著作権侵害については、State Courts において、刑事手続上の令状発付を被害者代理人弁護士が申し立て、即日の発令を得て、直ちに執行する（警察・代理人弁護士・

³¹ 南かおり「英國の知的財産訴訟における証拠収集制度」L&T70 号 38 頁

法人代表者が現場に赴く。) 方が、Search Order よりも手続上の審査が厳しくなく、かつ、実効性も高いということで、しばしば利用されているとのことであった(私がこのような刑事上の申立てができる点も、英國法に由来するものといえようか。)。

(5) Assessor

Assessor は、英國法に由来する制度で、技術専門的知見について、裁判官を補助するために選任される者である。英國では、主に海事裁判所(Admiralty Court)において、裁判官が航海技術に関する専門的知見を得るために活用されてきた。シンガポールにおいては、特許訴訟における技術専門的知見の面で裁判官を補助することが、典型的活用場面として想定されている(Intellectual Property Court Guide の G, IP Hub Master Plan5.2.9)。

Assessor は、証拠という位置づけではなく、裁判官を直接補助する立場に立つ。法廷では裁判官の隣に座るほか、期日外に裁判官と協議することも想定されており、そのやりとりは当事者に開示されない。Assessor は、当事者の申し出により、又は職権で選任されるものとされているが、実務的には、裁判官からの促しを受けて、両当事者が申し立て、合意された 1 名の候補者又は各当事者からの候補者リストを裁判所に提出し、裁判官が誰を assessor とするかも含めて決定している。Assessor の報酬は、当事者が負担すべき訴訟費用(よって敗訴者負担)である。裁判所調査官と比べると、裁判所の常勤職員ではなく、個別事件ごとに当事者負担のもとで選任される点に違いはあるものの、訴訟法上の位置づけはよく似ていると考えられる。かつてはそれほど利用されていなかったようであるが、昨今の特許訴訟ではよく活用されているとのことで、トライアル前のケースマネジメント段階から関与するのが通例のようである。

一方、assessor が選任された特許訴訟においても、英國などと同様に、expert report や expert witness の証拠申請がなされるのが一般であり、「assessor」と「証拠としての expert」とが、直接の代替関係に立つと理解されているわけではないようである。このような実務は、真実発見の徹底にはつながるとは思われる一方、複数人の専門家報酬が発生するわけで、当事者の経済的負担は相当に大きいとのことであった。

IP Hub Master Plan5.2.9 では、assessor の人選を容易にするため、候補者名簿の作成を推奨しているが、インタビューした限り、作成作業が進んでいることは確認できなかった。また、技術的専門性が高い場合ほど、専門性と中立性を両立した人選が困難になるという悩ましさは、日本と同様のようである。

(6) 手続・記録の電子化、その他情報通信技術の活用

本調査の直接の目的ではないが、本調査に付随して見聞した範囲で簡略に記述する。Supreme Court（同ウェブサイト³²にも解説がされている。）における訴訟記録は全て電子化されており、ペーパーによる訴状などの提出は認められない（なお、このような徹底したペーパーレス化は、このたび参加した国際会議 IP Scholars Asia でも見られ、同会議で配布されたペーパーは、スケジュールなどごく一部にとどめられ、発表レジュメ・スライドもペーパー配布はされず、後日希望者が Dropbox から電子ファイルをダウンロードできるという取扱いであった。）。

法廷は、裁判官席及び当事者席のそれぞれにディスプレイが設置され、そこで訴訟記録を見ることができる。Supreme Court 内には、法廷ごとに当日の期日情報を掲載するディスプレイが入口付近に備えつけられているほか、期日情報や法廷所在地・経路などを検索することができる大型タッチパネル（Centralised Display Management System [CDMS] iKiosks）も全 7 箇所設置されている。

Supreme Court 1 階入り口近くには、法教育目的の展示スペース「The Learning Court」³³がある。コンピュータ・タッチパネルを通じて模擬裁判を体験することなどもでき、中高生の社会見学場所として人気とのことであった。

4 紛争解決システムに係るシンガポールの国際戦略

(1) 国際民商事紛争解決手続としての仲裁の優位性とシンガポールの戦略

シンガポールは、知財を含め、アジアにおける紛争解決のハブとなることを目指しており、そのような観点から ADR の発展に注力している。その中核施設ともいべき Maxwell Chambers³⁴には、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）³⁵、WIPO Arbitration and Mediation Centre³⁶などが集まり、ADR のデパートともいべき様相を呈しているが、その中心的存在は、仲裁(arbitration)に特化した SIAC といえる。

日本において、仲裁はその実態が必ずしも正確に理解されていない面もあるが、当事者の選択した仲裁人（裁判官に相当）による仲裁判断（判決に相当）によって紛争を解決する強制性の強い手続であり、同じ ADR であっても、話し合いによる解決を目的とする調停とは異質のものである。

国際取引や国際海上運送、海上保険などの国際民商事法分野では、予め契約書上に仲裁合意をし、（裁判を受ける権利を放棄して）仲裁による紛争解決の枠組み設定をすることが一般化している。訴訟に比べ、仲裁が好まれる理由とし

³² <http://www.supremecourt.gov.sg/services/visitor-services/court-facilities/technology>

³³ <http://www.supremecourt.gov.sg/services/visitor-services/guide-tours>

³⁴ <http://www.maxwell-chambers.com/>

³⁵ <http://www.siac.org.sg/>

³⁶ <http://www.wipo.int/amc/en/center/singapore/>

て最も重要なのは、ニューヨーク条約のもと、ある仲裁地における仲裁判断に基づいて、ほぼどの他国でも強制執行が認められる国際的な法的スキームが形成されていることが挙げられる（これに対し、判決に基づく外国での執行については、一般に不透明な面があることは否定できない）。加えて、仲裁手続は全て非公開で行われ、当事者名はもちろん、仲裁判断の内容なども一切公にならないことも、当事者にとっての長所とされ、殊に、訴訟ともなれば当事者名も含めてインターネット等でガラス張りとなる英米法系の訴訟との対比では、その特色がより鮮明といえる（手続などのより詳しい解説は他の文献³⁷に譲る。）。そして、仲裁人は、仲裁地の法曹有資格者に限定されず、準拠法とされた国の法律に精通した人物を選ぶことができ、また、代理人についても、一般に法曹資格取得国の限定がない（日本では平成8年外弁法改正）という面でも、国際的な紛争の解決手続として、訴訟よりも柔軟性・利便性が高いといえる。

他方、ADR というと、費用及び迅速性がメリットとして挙げられがちであるが、少なくとも、仲裁についてそのような実態はなく、むしろ、費用についていえば、仲裁人の報酬が当事者負担である一事をもってしても、訴訟より高い場合が多いとさえいえる。

このような特徴を持つ仲裁を軸として、シンガポールは、アジア圏における国際民商事紛争の解決地としての存在感を強めている。SIAC における仲裁申立件数は、この数年、年間 250 件前後で推移しており、2014 年の請求額総額は 5,040,000,000SGD(約 4500 億円)に達した。また、同年の新受事件における準拠法は、シンガポール法が 49%で最も多く、次に英國法の 25%である。かつて、アジアにおける仲裁地としては、同じく英國の旧植民地である香港が最も選好されていたが、シンガポールの実力向上と広報戦略に加え、いわゆる一国二制度の難しいバランス下にある香港よりも懸念材料が少ないこともあり、香港からシンガポールへのシフトが生じていると指摘されている³⁸。

対照的に、日本においては仲裁の利用が低調である。その理由として、裁判所の信頼性が高いため、仲裁を利用するインセンティブが低い旨指摘されることがあるが、部分的に正しい面があるとしても、少なくとも国際民商事紛争と

³⁷ 栗田哲郎編著「アジア国際商事仲裁の実務」(平成 26 年, LexisNexis)

³⁸ 仲裁をはじめとする紛争解決手続について、自國法を準拠法として選択してもらうこととあわせて 1 つの産業として位置づけ、自國弁護士にとってはもちろん、国際民商事紛争の周辺分野である金融・保険・運送などの産業とも相乗効果を持たせる発想は、シンガポール及び香港共通の旧宗主国である英國の国際戦略に端を発するものといえる（例えば、日本においても、国際海上運送の海上保険の準拠法は英國法とし、紛争解決手続として、英國又は英國法系の国の仲裁又は裁判所を選択するのが一般とされるのも一例である。）。加えて、シンガポールが紛争解決地としての存在感を強めることは、英國の弁護士その他周辺産業にとってのマーケット拡大、さらには英國政府のアジアにおけるプレゼンス向上にも資するもので、英國の間接的な国際戦略としての側面さえ感じられる。

の関係では、本質的理由の説明にはなっていないように思われる。前述のとおり、訴訟は、外国での強制執行に限界がある点で、国際民商事紛争の解決手続として、仲裁よりも利便性に劣る面があると言わざるを得ず、日本の裁判所が日本の仲裁の事件数を奪う関係には立っていないからである。日本での仲裁の利用件数が少ない最も大きい理由は、アジアにおける国際民商事紛争の解決地として、単純にシンガポールなど他の仲裁機関が選択されていることの裏返しというのが、概ね実態であろう。結果として、国際取引や国際海上運送、海上保険などの国際民商事紛争は、日本企業の紛争でさえ、日本の法律家の視界の届かないところで解決される場合が多く、日本では法分野としてもマイナーな扱いとなっている。

なお、仲裁地として選好される国は、裁判所の仲裁に対する理解度が高いことも重要と言われている。例えば、仲裁判断の実質はもちろん、手続面も含め、裁判所が仲裁に過度に介入する傾向のある国は、仲裁地として一般に避けられる。シンガポールの High Courtにおいて、知財などと並び、仲裁（arbitration）の専門裁判官リスト(specialised list)が用意されているのも、そのような認識を前提にしたものと考えられる。

(2) IP Hub Master Plan と仲裁（知財紛争解決手続としての仲裁）

一般に、知財の保護強化が一国の経済にとってプラスの効果を生むようになるのは、1人あたりGDPが8,000ドルを超えるあたりと言われる³⁹が、シンガポールがそのレベルに達したのは1987~1988年である。シンガポールが、1980年台中頃から2000年にかけて、知財法制を現在の形に整備したのはその表れともいえよう。そして、シンガポールは、2013年4月にIP Hub Master Planを公表し、アジアにおける知財のハブを目指すことを宣言した。これは、競争力の源泉として、知識・イノベーションなど無形財産の比重が一層大きくなっていくという国際的な経済見通しを前提に、知財を重視した経済政策によって、成長著しいアジア圏全体の発展の果実を取り込もうとするものといえる⁴⁰。

IP Hub Master Planは、3つの柱として、①A hub for IP transactions and management（知財取引・管理のハブ）、②A hub for quality IP filings（質の高い知財出願のハブ）、③A hub for IP disputes resolution（知財紛争解決のハブ）という目標を掲げたが、このうち③については、"Develop Singapore as a choice venue for

³⁹ John Barton, "Patents and the Transfer of Technology to Developing Countries", Chapter 21 in Patents, Innovation and Economic Performance (OECD, 2004), p322

⁴⁰ なお、シンガポール国立大学NUSの知財法学者であるNg-Loy教授は、イノベーションの促進は、知財保護だけではなく、教育、情報インフラ、金融、研究体制など様々な要素の相互作用によって引き起こされるものであり、知財保護を強化すればイノベーションが促進されるなどというほど単純なものではないことを強調していた。

IP dispute resolution, through a strong IP Court and deep alternative dispute resolution capabilities”とするなど、知財紛争解決地としてシンガポールが選択されるべく、裁判所と並んで、ADRの役割を重視している。

(1)で記述したようなシンガポールにおける仲裁での実績からすると、知財紛争についても、仲裁をはじめとするADRによって国際的な案件を引き寄せようとするのは自然な発想と思われる。このような戦略の反映といえようか、SIACには、知財を専門とする仲裁人(arbitrator)17名(日本の弁護士1名を含む。)が登録されている(SIACに登録されている仲裁人は、一般に国別で整理されており、事件類型別の登録は、少なくともウェブサイト上は知財のみである。)⁴¹。

ただ、知的財産権侵害紛争は、以下のとおり、仲裁との相性が必ずしも良いものではない。

- まず、一般に、仲裁合意は契約において交わされる場合が大半であるが、知的財産権侵害紛争の当事者間には通常そのような契約関係はない。紛争発生後に仲裁合意がされること、全くないとはいえないものの、契約段階に比べると困難を伴うため、まずこの一事をもって、知的財産権侵害紛争の解決に仲裁が利用される可能性は低くなる。
- さらに本質のこととして、特許・商標・意匠といった登録系の知的財産権は、実体法上、国の処分によって国単位で効力を生じるものであり、手続上も、特許等の有効性について、当該国の特定の機関(裁判所や特許庁)の専権事項とされるのが一般であるため、この点を仲裁判断に委ねることが可能であるかにそもそも疑問が呈されている。
- ましてや、国外での仲裁(例えば、インドネシア特許の同国内での侵害をシンガポール仲裁で審理・判断する。)ともなれば、知的財産権侵害紛争、特に特許等の有効性について、(シンガポール仲裁の)管轄及び(インドネシアでの)執行力はさらに不透明な感が強まる。つまり、ニューヨーク条約のもと、国境を越えた強制執行が行いやすいという仲裁にとって最大のメリットが、知的財産権侵害紛争では享受できず(少なくとも、その見通しが持てず)、国外の紛争を自国の仲裁に呼び込むということは、極めて難しい。

IP Hub Master Plan5.3も、知的財産権「侵害紛争」を仲裁で扱うことの困難さを認めた上で、ライセンスなど知的財産に係る「契約上の紛争」について、シンガポール仲裁の利用増加を目指すものとなっている。

ただ、契約上のものであっても知財紛争の解決手続として、SIACが利用されることはごく少数というのが現状のようである(IP Hub Master Plan2.4にも、現在のSIACが扱っている知財紛争はonly a fewとされている。)。また、知財に特

⁴¹ <http://www.siac.org.sg/our-arbitrators/siac-panel>

化した仲裁・調停の機関である WIPO Arbitration and Mediation Centre も、契約上の知財紛争について一定程度利用されているようではあるが、件数にしてそれほど多いわけではないようであった。調停の利用もさほど多くないことについては、当事者間の交渉で解決できないような知財紛争について、判決や仲裁判断といった強制的手法が背後にはない調停を行っても解決の見通しは低く、費用・時間がかえって増えてしまうという指摘があった。

(3) IP Hub Master Plan と知財訴訟

前記(2)のとおり、シンガポールの IP Hub Master Plan は、知財紛争解決手続として、シンガポールの裁判所が国内外の企業から広く選択されるようになることも目指している。ただ、裁判所においても、（仲裁のようにそもそも侵害訴訟の解決機関としての権限という問題は当然生じないながら、）①侵害訴訟当事者間には、通常契約関係がなく、管轄合意もないこと、②国家の処分によって国単位で効力が生じるという特許等の性質上、国外の特許等侵害紛争（特に特許等の有効性）について、自国裁判所が管轄を有し得るか疑問があること、という制約からは免れない。

そのため、IP Hub Master Plan 5.2・5.3 の掲げる構想も、その制約を認識しており、管轄合意によって国外の紛争そのものを自国に呼び寄せるなどというものではない。代わりに、シンガポールの知財訴訟の手続が効率的かつ費用対効果に見合ったもので、かつ、判決が迅速性と質を兼ね揃え、他国の同種訴訟にも説得的な影響力を与えるようになれば、そのような他国への影響も意図して、当事者はシンガポールの知財訴訟を利用するようになる、という道筋が描かれている（日本において時として主張されるような、特許権者勝訴率を高くすることで訴訟を呼び込もうというような発想⁴²は見られない。）。

また、IP Hub Master Plan 5.2において、知財訴訟そのものの質向上とあわせ、国際的な情報発信やイベントの開催による周知活動を重要とし、その一環として、知財裁判官による国際的情報発信や国際交流を挙げていることは、日本と同様の問題意識をうかがわせる。知財裁判官である Wei 裁判官へのインタビュー時にも、各法分野、とりわけ、法制度の国際的調和が進展する知財分野において、シンガポールや日本などアジア圏の裁判官同士が、国際会議などを通じて互いの現状や課題などを意見交換し合う場を持つことの重要性について、共通認識が確認された。

⁴² このような考え方に対する疑問については、品田幸男・松川充康「我が国の知的財産関係訴訟の現状について—特許権侵害訴訟を中心に—」知財研フォーラム 102 号 31 頁で整理されている。

(4) Singapore International Commercial Court

2015年1月5日に設立された Singapore International Commercial Court(SICC)⁴³は、国際的な商事紛争をシンガポールに一層呼び込み、アジアにおける紛争解決のハブとしての地位を強化することを目指すものである。Supreme Court内のHigh Courtの一部と位置づけられ、High Courtが管轄を有する民事事件のうち国際商事としての性質(international and commercial nature)を有するものについて管轄を有するとされ、国際的な知財紛争もここに含まれると考えられるが、一般的なHigh Courtの管轄を排除するものではなく、SICCによって審理されるのは、当事者双方がその旨合意した場合である。ただ、一般的なHigh Courtに提起した民事訴訟も、国際商事としての性質を有していれば、当事者の申立てに基づき、又は、裁判所の職権により、SICCへの移送が可能である (Rules of Court, Order 110)。

SICCの裁判官は、Supreme Courtの一般的な裁判官が兼務しているほか、外国籍の法律家が非常勤の International Judge (憲法 94 条) として 12 名在籍しており、日本からは、谷口安平弁護士（京都大学名誉教授）が任命されている。また、SICCでは、シンガポールと実質的な関連のない事件であれば、所定の登録をした外国弁護士も訴訟代理人となることが認められており、実際に、何名もの日本弁護士が同登録を行っている。つまり、SICCは、シンガポールの裁判所の一部でありながら、外国法を準拠法とする国際的な紛争について、当該外国法の法律家が、裁判官・弁護士として直接審理に関与できる仕組みとなっている。

このように挑戦的な制度を取り入れた SICC であるが、設立以来の約 1 年間で、SICC に係属した事件は数件程度にとどまっており、しかも、一般的な High Court から移送を受けたものようである。未だ SICC の利用が低調にとどまっているのは、以下のとおり、国際商事紛争の解決手続として、前記(1)のような仲裁に比べての優位性を十分示せておらず、デメリットを解消できていないためと思われる。

すなわち、外国法に精通した裁判官が在籍しているといつても、仲裁人には元々国籍等の制約はなく、仲裁に勝るメリットとはいえない（仲裁人報酬が当事者負担であるのに対し、裁判官の報酬は国費負担であり、当事者負担とならない点は利点といえる。）。

一方で、仲裁との比較において、最も利便性に劣るといわれているのは、SICC の判決に基づき、外国での強制執行ができるかが不透明なことである。SICC にとっても「訴訟」であることに変わりはなく、「仲裁」におけるニューヨーク条約のような外国執行の法的枠組みが存在するわけではない。英國連邦の国々（英国、インド、マレーシア、オーストラリアなど）との間では、判決の承認執行

⁴³ <http://www.sicc.gov.sg/>

に関する相互保証があるため、SICC の判決に基づき、それら国での執行は可能と考えられるが、他国との関係では各国の法制及び裁判所の判断如何であり、仲裁と比べ、外国執行の実効性が相当に不透明といえる⁴⁴。この点、シンガポールは、SICC の利用が低調な現状を開拓する趣旨もあり、外国判決の承認執行について、他国との相互保証を進めようとしているとも言われており、今後の動向が注目される。

なお、IP Hub Master Plan では、SICC への言及もあったが、以上のような状況下で、知財紛争の解決手続として SICC に期待する声が高まっているとはいえない。

5 特許出願その他知財庁（日本の特許庁に相当）での手続など

(1) 知的財産法制所管庁としての法務省と同省下のシンガポール知財庁（IPOS）について

シンガポール政府において、知財に関する法制及び政策を所管するのは、法務省(Ministry of Law, MinLaw)であり、日本の特許庁に当たるシンガポール知財庁（Intellectual Property Office of Singapore, IPOS）も、法務省下の組織である。日本の場合、特許・実用新案・商標・意匠といった登録系の知財法を所管するのは特許庁である一方、著作権法は文化庁、営業秘密などの不正競争防止法は経産省がそれぞれ所管しているが、シンガポールは、全ての知財法及び知財関連業務を法務省及び IPOS が一括で所管している。

法務省の知的財産政策部（Intellectual Property Policy Division）には、6名の公務員が在籍しているが、このうち 3 名は法律家(前記 2 (3) の Singapore Legal Service には属していないこと。)であり、残りの 3 名は経済をバックグラウンドとしている。同部門は、知財法制に加え、知財に関する各種政策立案や国内外の広報活動を行っているが、科学技術省や情報通信省など他省庁にも関連する内容も多いため、調整業務に相当苦労している様子であった。また、業務の性質上、IPOS とは緊密な連携関係にあり、知的財産政策部在籍の法律家のうち 1 名は、IPOS からの異動者であるなど、相互の人事異動もある。

IPOS は、法令起草を直接の業務としていないため、日本国特許庁の制度審議室に相当する部門・機能は有していないが、Ministry of Law と連携して、知財法制・政策の実質に関与しているようである。国内外への広報に相当注力していることの表れとして、IPOS の 1 階は、知財の展示場ともいべき広報スペース (IP101 と称されている。) となっており、誰でも自由に入り出しができる

⁴⁴ なお、日本での事例判断として、東京地判平成 18 年 1 月 19 日判タ 1229 号 334 頁は、シンガポールの裁判所による損害賠償請求認容判決に基づく日本での執行を認めた。

る⁴⁵。

(2) 特許出願手続

シンガポールの特許制度は、特許出願の審査において、新規性や進歩性が欠如しているなどの審査結果であったとしても、出願人が特許付与を申請さえすれば、特許登録が可能な自己評価制度(Self-Assessment System)がとられていた。このような制度は、表面的には特許を取得しやすく、特許審査に係る社会的コストを低く抑えることもできるが、後日の紛争時に特許無効とされるリスクが高い、つまり、特許の安定性が低いといえ、特許の活用を促進していく上では障害となっていた。そこで、2014年2月14日からは、特許拒絶理由がないとの審査結果が得られたときのみ、特許付与が可能というPositive Grant Systemに移行した(現行の出願手続の詳細は、"Guide to applying for patents in Singapore"参照⁴⁶)。これとあわせて、特許拒絶予告通知(notice of intention to refuse patent application)に対するシンガポール知財庁(IPOS)内の不服申立手続として、Examination Reviewも導入された(Examination Reviewでの審決になお不服がある場合は、High Courtへの出訴が可能である[Patents Act 90条])。

また、IPOSは、かつて自前の審査官(examiner)を有しておらず、IPOSから委託されたオーストラリア、デンマーク又はハンガリーのいずれかの特許庁の審査官が先行技術調査・審査を行う(あるいは、特定の他国において対応する特許出願[corresponding application]に係る先行技術調査・審査結果をもって代替させる)という仕組みがとられていた。この点も、数年前から、IPOS自身による審査官採用が始まられ、現在では約100名の審査官が在籍するに至っている。シンガポール国内に理系出身者にとって魅力的な勤務先が必ずしも多くないことの裏返しの面もあるようであるが、IPOS審査官の質は高く、90%以上が博士号取得者であり、現在、一部の技術分野・例外を除き、上記外国特許庁への委託は行わずに対応できているとのことであった。IPOSは、2016年4月には日本国特許庁及び米国特許庁から、PCT出願(特許協力条約下の国際出願)における国際調査機関(International Search Authority, ISA)及び国際予備調査機関(International Preliminary Examining Authority, IPEA)に指定される見込みであるが、このことも、その審査能力が急速に向上していることの表れといえる。日本国特許庁は、IPOSをアジアにおける重要なパートナーと位置付けているためと思われるが、さらなる能力向上のため、自国審査官をIPOSに長期派遣する

⁴⁵ <http://www.ipos.gov.sg/Services/IP101.aspx>

⁴⁶

[https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Guide%20to%20applying%20for%20patents%20in%20Singapore%20\(as%20at%2030%20April%202014\).pdf](https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Patents/Guide%20to%20applying%20for%20patents%20in%20Singapore%20(as%20at%2030%20April%202014).pdf)

など、全面的な協力を実行している。

2014年の統計で、特許出願件数は年間10,312件で、87.4%は外国からの出願、69%はPCT出願経由のものであり、国内企業からの出願が中心の日本とは対照的である。シンガポールは、アジアにおける知財のハブとなるため、外国からの特許出願を一層呼び込みたいとしているが、そのアピールポイントとしては、①IPOS審査官の多数が中国語を読むことができる（第1参照）ため、特許出願件数が年間1,000,000件にも達している中国の先行技術調査を行うことができる（シンガポールでの審査を経ていれば、後日、中国の先行技術を理由に無効とされるリスクを低減できる。）、②ASEAN特許審査協力（ASEAN Patent Examination Co-operation, ASPEC）プログラムのもと、シンガポールでの質の高い先行技術調査・審査を先行させれば、他のASEAN各国でも迅速かつ適正に特許出願手続を進めることができる、ということが言わされている。つまり、シンガポールへの特許出願を、シンガポール国内での独占権獲得という位置付けにとどめず、企業が国際的に特許出願を展開するに当たってシンガポールを基軸とすることのメリットを強調することで、国内マーケットの小ささという最大の障壁を乗り越えつつ、広く特許を取り込んでいく戦略といえる。

（3）特許等の有効性を争う手続

前記3(1)にも記載のとおり、特許の有効性に関する紛争は、特許侵害訴訟が係属している場合には、裁判所において、他の争点とあわせて審理・判断されるが、そうでない場合（pure revocationという言い方がされる。）には、IPOSにおいて、無効を求める者の申立てに基づき、revocation事件として審理・判断される（これに対する取消訴訟は、High Courtが管轄する。）。

revocation事件を審理・判断するのは、IPOSのregistrarである。registrarは、法律上必要とされているわけではないが、実際は、法律家のポストとなっている（前記2(3)のSingapore Legal Serviceには属していないこと。）。また、大学教授など知財法に精通した有識者がIP Adjudicatorという非常勤ポストに就いており、registrarと同様の権限で、事件を審理・判断することもある。手続は、訴訟に準じたものといえ、Case Manage Conferenceを数回行った後にヒアリングを行い、審決を出すという流れをたどるが、当事者の求めがあれば、最終のCase Management Conference前に審査官による再審査（re-examination）も行われる。

同じく登録系の知的財産である商標及び意匠についても、同様にその有効性を争う手続がIPOSに用意されており、やはり、registrarが審理・判断する。特許の場合と異なり、侵害訴訟が係属していない場合でも、当事者は、IPOSではなく、High Courtの訴訟を選択することもできるが、侵害訴訟がHigh Courtに係属している場合には、同訴訟内で一括審理される仕組みとなっている点は特許

と同様である（Trade Marks Act23 条）。

新受件数は、商標関係が年間数百件単位で存在する一方、特許関係はせいぜい年間数件程度である。その背景としては、特許の有効性を巡る紛争が必ずしも多くないことに加え、特許侵害訴訟が係属している場合には、同訴訟内での審理・判断に集約され、IPOS での手続が認められていないともあると推測される。

IPOS における審判廷は 1 つで、registrar は 6 名、IP Adjudicator は 4 名であるが、多数の事件は申立人の取下げなどで終局しており、審決にまで至る事件は 10%にも満たない印象のようである。審決⁴⁷はウェブサイトにおいて公開され、登録などの手続を要することなく無償でアクセスすることができる。

なお、弁理士（patent agent）は、IPOS での特許に係る紛争解決手続において、弁護士なしに代理人を務める権限を有している（Patent Act93 条）。

第3 参考文献・インタビュー先など

本調査報告は、本文中で注記した各機関のウェブサイト等のほか、以下の文献調査及び有識者インタビューに基づくものである（内容に不正確な点があつた場合、私の理解不足・誤解に起因するものである。）。

1 文献

- Wendy Chang Mun Lin “Legal Systems in ASEAN – Singapore”⁴⁸
※ シンガポールの法・司法制度の概要、法曹養成制度、歴史的経過などが整理されている。
- 栗田哲郎編著『アジア国際商事仲裁の実務』（レクシスネクシス・ジャパン、平成 26 年）
- Ng-Loy Wee Loon “Law of Intellectual Property of Singapore (2nd edition)” (Sweet & Maxwell, 2014)
※ シンガポールの知財関係者の多くが利用している基本書。第 4 章の ‘Singapore’s IP Journey: From Third World to First’ は、知財制度のあり方を、国の経済発展の段階に対応させて分析したもので、特に興味深い。また、特許のクレーム解釈や、容易想到性の判断手法なども整理されている。
- 小野昌伸・岡田春夫編著『山上和則先生古希記念 アジア諸国の知的財産制度』（青林書院、2010）
- 木村剛大「シンガポール知的財産法への招待～日本法との比較の視点から～」特技懇 275 号 34 頁⁴⁹
- IP Steering Committee “Intellectual Property (IP) Hub Master Plan:

⁴⁷ <http://www.ipos.gov.sg/Services/HearingsandMediation/LegalDecisions.aspx>

⁴⁸ <http://www.aseanlawassociation.org/legal-sing.html>

⁴⁹ <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/275/275tokusyu4.pdf>

Developing Singapore as a Global IP Hub in Asia" (2013)⁵⁰

2 インタビュー

(1) 裁判所関係者

Justice George Wei Sze Shun (High Court)

Judge Edwin San (Assistant Registrar, High Court 兼 District Judge)

Mr. Yeo Rong Wei, Justin (Assistant Registrar, High Court)

(2) 大学関係者

Professor Ng-Loy Wee Loon (National University of Singapore)

(3) 弁護士

Dr. Stanley Law (Allen & Gledhill)

Mr. Gilbert Leong (Rodyk & Davidson LLP)

Mr. Ng Eng Leng (同上)

Ms. Catherine Lee (同上)

Mr. Alvin Lim (同上)

(4) 法務省(MinLaw)・知財庁(IPOS)

Mr. William Kwek (Senior Executive, IP Policy Division, MinLaw)

Ms. Kathryn Tham (Senior Assistant Director, 同上)

Mr. Mark Lim (Director, Hearings & Medication Group, IPOS)

Ms. See Tho Sok Yee (Senior Legal Counsel, 同上)

Ms. Diyanah Baharudin (Legal Counsel, 同上)

Ms. Tan Yong Hwi, Isabelle (Principal Assistant Director, International Engagement Department, IPOS)

(5) SIAC

Ms. Julia Jiyeon Yu (Counsel, Head [North East Asia])

このたびの調査においては、JETRO シンガポール事務所の五十嵐毅知的財産部長（特許庁から出向）と、弁護士知財ネットから推薦いただいた福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所シンガポールオフィス）に、上記各インタビュー先との調整など全面的な協力をいただくとともに、様々な情報・知見の提供をいただいた。

以上

⁵⁰ <https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/IP-hub-master-plan-launched.html>